



2015/9

第 39 号 (通巻第 733 号)
制作・発行
大分県商工労働部労政福祉課

「労働者派遣法」が改正されました

平成27年9月11日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました（平成27年9月30日施行）。

今回の改正は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、全ての労働者派遣業を許可制とするとともに、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進し、派遣先の事業所等ごとの派遣制限期間（3年を上限）を設ける等の措置が講じられたものです。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を掲載しています。

労働者派遣法 平成27年改正 [検索](#)

「若者雇用促進法」が成立しました

平成27年9月11日、「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。これにより、勤労青少年福祉法の題名が「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に改められました（平成27年10月1日から順次施行）。

「新卒者の募集を行う企業に対し、職場情報を提供すること」や、「ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しないことができる」内容が盛り込まれています（平成28年3月1日施行）。

厚生労働省のホームページに、法律に関する資料を掲載しています。

若者雇用促進法 [検索](#)

「女性活躍推進法」が成立しました

平成27年8月28日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立しました。国・地方公共団体、301人以上の労働者を雇用する事業主は、平成28年4月1日までに次の措置を講じることが義務付けられます。

- (1) 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析 (①採用者に占める女性比率②勤続年数の男女差③労働時間の状況④管理職に占める女性比率)
- (2) (1)を踏まえて、数値目標を含めた行動計画の策定・届出
- (3) 自社の女性の活躍状況に係る情報を公表

※労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。300人以下の中小企業は努力義務。

※今後、10月頃を目途に関係省令や指針が公示される予定です。

厚生労働省のホームページに、法律に関する資料を掲載しています。

女性活躍推進法 [検索](#)

目次	
●「労働者派遣法」が改正されました.....	P1
●「若者雇用促進法」が成立しました.....	P1
●「女性活躍推進法」が成立しました.....	P1
●平成27年度全国労働衛生週間.....	P2
●「こころほっとライン」が開設されます.....	P2
●大分県の最低賃金が変わります.....	P2
●平成27年度労働講座(中央会場)を開催しました.....	P3
●平成27年度地域労働講座開催日程.....	P3
●ワーク・ライフ・バランスセミナー開催.....	P3
●労務管理アドバイス.....	P4
●平成27年夏季一時金要求・妥結状況(最終).....	P5
●マイナンバーのお知らせ.....	P5
●社会保険労務士会セミナーのお知らせ.....	P6
●くらし・行政なんでも相談所のお知らせ.....	P6
●冬季の節電活動の参加者募集.....	P6
●労委だより.....	P6
●主要労働経済指標.....	P7
●県内の動き.....	P8
●労働相談のお知らせ.....	P8

平成27年度 全国労働衛生週間 10/1(木)~7(水)

厚生労働省は、「職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」をスローガンに、平成27年度全国労働衛生週間を実施します。全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から実施しているもので、今年で66回目になります。

10月1日から7日までを「全国労働衛生週間」に、これに先立つ9月を全国労働衛生週間の準備期間と定めています。本週間を機会に、改めて事業場の労働衛生活動の促進と労働衛生管理水準の向上を図りましょう。

【期間及び実施事項】

本 週 間	10月1日(木)~10月7日(水) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視、労働衛生旗の掲揚及びスローガンの掲示、事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施、労働衛生に関する講習会等の開催、等
準備期間	9月1日(火)~9月30日(水) 重点事項：ストレスチェック制度への準備、一定の危険・有害な化学物質のリスクアセスメントに向けた環境整備、職場における受動喫煙防止対策の推進、等

働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口 「こころほっとライン」が開設されます

厚生労働省は、「ストレスチェック制度」が本年12月から始まることや、過労死等防止対策推進法で、過労死などの恐れのある労働者などが相談できる機会を確保することとされていることから、9月1日より、メンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働による健康障害防止対策に関することについて、全国の労働者からの電話相談に応じる「こころほっとライン」を開設します。

フリーダイヤル 0120-565-455
(携帯・PHSからも利用可能)

- 受付日時：月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00
- 対象者：労働者やその家族、企業の人事労務担当者など



10月は年次有給休暇の取得促進期間です。

大分県の最低賃金が変わります

大分県最低賃金(地域別)は平成27年10月17日から
1時間677円 → **694円** に変わります！

事業所で働く人(嘱託、臨時、パートタイマー、アルバイトを含む。)に支払う賃金は平成27年10月17日から上記の最低賃金額を下回することはできません。

※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる賃金であって、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られます。したがって、①賞与、結婚手当などの臨時的賃金②時間外労働などの時間外割増賃金③休日労働などの休日割増賃金④精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれません。

最低賃金についてのお問い合わせは、大分労働局労働基準部賃金室(Tel. 097-536-3215)又は、最寄りの労働基準監督署にご照会ください。

平成27年度労働講座（中央会場）を開催しました

県労政福祉課は、9月7日（月）、九州労働金庫大分支店にて平成27年度労働講座（中央会場）を開催しました。県内の事業所や労働団体、関係機関などから114名が参加しました。

本年度の講座は、第1部が「実例から学ぶ労働時間管理のポイント」と題して、福岡県の特定社会保険労務士 井原隆彰氏による講演、第2部が「働き方・休み方の取り組みに

ついて」と題して、大分労働局の働き方・休み方改善コンサルタント 菅野忠幸氏による講演を行いました。



講師の井原氏



講師の菅野氏

講演は、第1部では、裁判例を紹介しながら、労働時間管理の留意点について解説がありました。

第2部では、働き方・休み方の改善は企業の発展につながるという考えのもと、厚生労働省が示した改善の取り組み例の紹介がありました。

県労政福祉課では、本講座を皮切りに、県内5会場で地域労働講座を開催します。

平成27年度 地域労働講座開催日程

県労政福祉課は、県民の労働問題に関する認識を深め、労使関係の安定と向上を図ることを目的として、地域労働講座を県内5会場で開催します。この講座は、経営者、労務管理担当者、労働者などどなたでも受講できます。（受講料は無料です。）受講を希望する場合は、大分県商工労働部労政福祉課労働相談・啓発班までお問い合わせください。電話 097-506-3354 FAX 097-506-1827

地域	日時	会場	テーマ	講師
東部 (夜間)	10. 29(木) 18:30~20:30	別府ニューライフプラザ 2階 第1・第2研修室 (別府市野口原3030-1)	人材確保や危機管理のために ~変形労働時間制での労務管理改善~	社会保険労務士 轟 憲人 氏
北部	11. 4(水) 13:30~15:30	県中津総合庁舎 3階 大会議室 (中津市中央町1-5-16)	実例から考える労働時間管理の必要性 ~長時間労働削減へのヒント~	社会保険労務士 福 剛 氏
西部	11. 10(火) 13:30~15:30	県日田総合庁舎 4階 大会議室 (日田市城町1-1-10)	労働法から見た労務管理の注意点 ~社員が安心して働ける企業は発展する~	弁護士 山下 昇悟 氏
南部	11. 11(水) 13:30~15:30	県臼杵総合庁舎 3階 大会議室 (臼杵市大字臼杵字洲崎72-254)	職場のパワーハラスメントを防ぐために ~アンガーマネジメントの手法から~	社会保険労務士 篠原 丈司 氏
豊肥	11. 17(火) 13:30~15:30	県豊後大野総合庁舎 3階 大会議室 (豊後大野市三重町市場1123)	安心して働くことのできる職場づくり ~過労死を含む労働災害の防止等について~	豊後大野労働基準監督署長 谷口 幸康 氏

※ 各地域の市町村名、申込書等の詳細は県のホームページ（下記アドレス）をご覧ください。
 <アドレス> <http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/189840.pdf>

"人"が最大の経営資源 社員の元気が会社の元気に ワーク・ライフ・バランス セミナー開催

日時:平成27年10月8日(木) 14:30~17:00

会場:労働福祉会館 ソレイユ 7階 カトレア

大分市中央町4-2-5

対象者:どなたでも(先着200名) ※参加無料

問い合わせ・申込先

◎大分県商工労働部 労政福祉課 労政福祉班

TEL. 097-506-3327

◎大分県消費生活・男女共同参画プラザ 参画推進班

TEL. 097-534-2039

主催/大分県

共催/大分県ワーク・ライフ・バランス推進会議(大分労働局、
 連合大分、大分県経営者協会、大分県商工会議所連合会、
 大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会、大分
 経済同友会)

〈内 容〉

●講演 1 [14:35~15:45]

〈テーマ〉一流の中小企業を目指して

~経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス~

講師:拓新産業株式会社 代表取締役 藤河次宏氏

●講演 2 [15:50~17:00]

〈テーマ〉中小企業によるテレワークの実践

講師:向洋電機土木株式会社 広報担当部長 横澤昌典氏

●展示 [14:00~17:30]

テレワーク事業者による展示も行います。



【執筆】
社会保険労務士
福田 数裕 氏
社会保険労務士事務所
福田 K & M
大分市青葉台 2-8-13

厚生労働省は、「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を受け、平成 27 年 6 月 29 日からウェブサイト上に「個別労働関係紛争の解決状況確認ツール」を公開しています。これは、過去の個別労働紛争解決事案を分析・整理した結果をもとに、労働者の性別や雇用形態、勤続年数、役職などを選択入力すれば、その条件に応じた解決状況や解決への予見可能性が確認でき、ある程度解決への見通しがつかめるようにしたものです。

このような「紛争解決システムの構築」を行った背景には、厚生労働省が最近公表した「平成 26 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」においても、総合労働相談件数が 7 年連続 100 万件を超え、高止まりの状況にあることから、今後とも労働トラブルが増加することはあっても減少することは考えられず、企業経営の上でますます重要な課題となっており、避けては通れない問題として、国を挙げて取り組むべきと考えられているものといえます。

就業規則の整備が重要

ただ、こうした労働トラブルも、事前にある程度の準備をすることで、かなりの件数を減らすことが可能です。そして、そのためには「就業規則の整備」をしておくことが何よりも重要だと考えます。

就業規則については、常時 10 人以上の労働者を使用する事業場は、これを作成し、所轄の労働基準監督署長に届出が義務づけられている（労働基準法 89 条）ことから、大方の事業場には就業規則が備えられていることと思いますが、近年、労働関係諸法令の改正が頻繁に行われていますので、必ずしも現行法制どおりに整備されている

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

就業規則の再点検を～適正な事業運営のために～

とは言い難いのが実状なのではないでしょうか。不要な労働トラブルを事前に予防するという観点から、就業規則の意義について、今一度再点検してみる必要があると思います。

就業規則とは、労働者が職場で働く上で守らなければならない規律や労働条件に関する具体的な事項について定められた規則等の総称ですが、労働者が職場で働くに当たり、何も規則がなければ、遅刻や欠勤、勤務時間中での勝手な行動等で職場秩序が乱れてしまい、適切な事業運営ができません。また、労働者にとっても、労働時間や賃金等の労働条件が明らかでなければ安心して働くことができません。

そこで、事業場における労働者の規律や労働条件を統一的・画一的に定めた就業規則が労使双方ともに必要となります。そして、お互いに就業規則に定められたことをしっかり守ってこそ、労働条件等をめぐる様々なトラブルが防げるというものです。

また、このように労使双方の権利義務を明確にするという就業規則の目的から、労働基準法上は就業規則を作成する義務のない 10 人未満の事業場であっても、就業規則を作成しておくことが望ましいのです。

就業規則の再チェックを

就業規則に関しては、インターネットや市販の書籍でも様々なひな形、マニュアル等を入手することができ、作成に当たっての重要なポイントも紹介されています。これらを参考に、再度皆さんの職場の就業規則等をチェックされてみてはいかがでしょうか。ただし、ひな形をそのまま使うことは避け、労働者の意見も取り入れながら、職場の『実態に合った』就業規則を作成することが重要です。これは、いろんなところでも必ず強調されることであり、いざという時には、会社を守り、労働者を守るという就業規則の趣旨からすれば当然のことですが、実際には、

なかなかできていないということもよく聞かれます。

就業規則作成のポイント

また、就業規則作成の最低限のポイントとして、① 10 人以上の労働者、② 労働者全員に適用、③ 必要記載事項が全て網羅、④ 法令等の違反がない、⑤ 実態に合致、⑥ 分かりやすい、⑦ 過半数代表の意見聴取、⑧ 労働基準監督署への届出、⑨ 労働者への周知、などといったことがよくあげられるところです。

ただ、最近ちょっと気にかかるのは、⑥の「分かりやすさ」を強調するあまり、就業規則という一種の法規文書の形式について、ややおろそかにされてきているように感じることです。極端な例として、ある書籍に「コミックやイラストで構成した就業規則でも、労働基準監督署に受理された」という記述がありましたが、ここまでくると、ちょっと行き過ぎと思う反面、行政の仕組みからいってもどうなのかと考えます。

「受理」という行政用語そのものが、今やほとんど使われませんし、一旦行政が受付ければ、それは公文書です。公文書や法令文、法令用語は、解釈の食い違いが生じないよう、極力曖昧さを排除するためのルールが定められており、少なくとも、それなりに体裁等を意識して作成することが大事だと思っています。そして、就業規則等は会社と労働者間の重要な約束事ですから、最低限、このルールに沿っている必要があります。もし、トラブルが発生すれば、最終的には訴訟の場において、裁判官がどう判断し、解釈されるかといったことなども考えて作成されることが重要だと考えます。一度決めたら、変更することも容易にはできません。

この機会に、お近くの専門家に御相談され、就業規則の見直しをされてみることをお勧めします。

**平成27年夏季一時金要求・妥結状況
(最終) 569,748円、2.24月**

(平成27年夏季一時金要求・妥結状況 7月31日現在 労政福祉課調べ)

産 業	要 求					妥 結		
	要求 組合数	年齢	平均賃金	要求額 (円)	要求 月数	妥結 組合数	妥結額 (円)	要求 月数
全産業計	113	38.9	253,863	609,169	2.40	112	569,748	2.24
食料品・たばこ	4	37.7	257,467	708,044	2.73	4	482,501	1.86
繊維工業	2	42.7	219,970	399,347	1.63	2	294,482	1.08
パルプ・紙・紙加工品	2	36.5	250,735	648,195	2.58	2	584,054	2.26
化学・石油・プラスチック	8	40.0	300,697	637,764	2.17	8	630,694	2.13
窯業・土石	5	41.1	306,648	914,100	2.97	5	904,494	2.93
鉄鋼・非鉄	3	35.6	270,220	735,807	2.70	3	704,343	2.58
金属製品	3	34.1	199,470	494,403	2.44	3	475,216	2.35
機械器具	1	x	x	x	x	1	x	x
電気機械器具	3	42.3	289,520	868,657	3.02	3	848,923	2.95
輸送用機械器具	13	35.9	239,969	630,828	2.63	13	594,234	2.48
電子部品・デバイス・電子回路・その他	2	43.6	235,878	493,275	2.08	2	493,275	2.08
鉱業・採石業・砂利採取業	4	42.8	292,641	760,191	2.59	4	691,222	2.36
建設業	6	36.5	257,623	631,952	2.46	6	614,042	2.39
電気・ガス業	3	38.9	300,075	834,581	2.77	3	792,814	2.61
情報通信業	2	34.3	325,289	954,041	2.94	2	842,650	2.60
運輸業・郵便業	15	40.7	237,703	652,531	2.72	14	545,868	2.24
卸売業・小売業	9	39.9	274,818	446,890	1.66	9	393,530	1.47
金融業・保険業	1	x	x	x	x	1	x	x
宿泊業・飲食サービス業	1	x	x	x	x	1	x	x
教育・学習支援業	5	38.5	248,019	418,505	1.67	5	400,759	1.54
医療・福祉	7	39.0	220,789	472,465	2.15	7	447,956	2.03
複合サービス事業	9	38.0	232,534	440,815	1.90	9	437,065	1.88
サービス業	5	42.3	258,299	696,502	2.80	5	626,002	2.37

1 概況

7月31日現在、調査対象173事業所のうち要求を把握できたのは113業所で、全体の65.3%です。そのうち、妥結した事業所は112事業所で、要求を把握できた事業所の99.1%です。

2 要求状況

要求を把握できた113事業所の平均要求額は609,169円、要求月数は2.40月となっています。そのうち、前年の要求額が把握できる104事業所における比較では、前年より額で10,813円の増、月数で0.04月分上回っています。

3 妥結状況

妥結した112事業所の平均妥結額は569,748円、妥結月数は2.24月となっています。そのうち、前年の妥結額が把握できる103事業所における比較では、前年より額で16,571円の増、月数で0.05月分上回っています。

業種別妥結額で最も高いのは「窯業・土石」の904,494円で、業種別妥結月数で最も高いのは「電気機械器具」の2.95月となっています。

調査結果の詳細は、ホームページ「おいたの労働」の統計・調査のページでご覧いただけます。
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>

(注)・数字はすべて加重平均。平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均。
 ・表中の符号「x」は対象が少なすぎため公表しないが、「x」の数値は総数に含む。

**平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に
12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。**

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：
マイナちゃん



平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

**法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、
他人に提供したりすることはできません。**

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。



マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行います。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/index.html> 公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PP
 マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178 (マイカボ)



社労士会セミナー

聴講無料

マイナンバー

＝事業所が行うべき事務処理について＝

- ◆講師：間部 勝幸（大分県社会保険労務士会 会長）
- ◆日時：平成27年11月19日（木）14：00～16：00
- ◆場所：レンブラントホテル大分 二豊の間
- ◆定員：150名 ※予約が必要です

申込み・お問合せ 大分県社会保険労務士会

TEL 097-536-5437/FAX 097-536-5447

大分社労士会

検索



くらし・行政なんでも相談所

～弁護士による無料相談所もあります～

日時：平成 27 年 10 月 21 日（水）

10：00～15：00

（受付は 14：30 まで）

場所：大分市コンパルホール 3階 多目的ホール

秘密厳守・相談無料・予約不要・先着順に受付

総務省 大分行政評価事務所 ☎0570-090110

冬季の節電活動の参加者募集



- 募集期間 平成 27 年 10 月 1 日（木）～ 12 月 6 日（日）
- 参加方法 九州エコライフポイントHPやQRコードからアクセス
- 節電結果 「電気使用量のお知らせ（検針票）」
12月分、1月分、2月分を送付
- ポイント券の送付
九州エコライフポイント券500円分
（検針票を3ヶ月分提出した方全員）
さらに200円分（前年同期と比較して削減率10%未満）
300円分（ ” ” 削減率10%以上）
また、抽選で九州の特産品等を進呈
- ポイント券の利用
（大分県内の取扱店）道の駅15カ所、新鮮市場全店、
イオン九州全店、マックスバリュ全店、ローソン、
セブン-イレブンほか
- お問い合わせ：大分県地球環境対策課
☎ 097-506-3034

労委だより

大分県労働委員会事務局

TEL 097-506-5251

FAX 097-506-1788

平成 27 年 7 月～ 8 月の概況

◎審査事件関係

種別	新規	6月から繰越	終結	9月へ繰越
不当労働行為事件	0	0	0	0
労働組合資格審査	0	0	0	0

◎調整事件関係

種別	新規	6月から繰越	終結	9月へ繰越
あっせん	1	1	2	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	6月から繰越	終結	9月へ繰越
あっせん	1	0	0	1

◎会議の開催状況

7月14日 第1570回定例総会

7月28日 第1571回定例総会

相談は無料です
秘密は厳守いたします
お気軽にご相談ください



- 賃金未払
- 労働条件
- 解雇
- パワハラ

☆ あっせん制度とは ☆ ”
簡易・迅速・無料”

労働委員会の公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が、双方の主張を聞いて、歩みよりによる解決をお手伝いします。

悩まずどんとこい労働相談

全国一斉の「個別労働紛争処理制度周知月間」の取組として、大分県労働委員会では、解雇、賃金未払い、労働条件などの労使間トラブルについて、電話、来所での相談を無料でお受けします。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。なお、下記期間以外でも、平日（9時～17時）であれば、随時労働相談を受け付けています。

【労働委員会は、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。】

1 期間 平成 27 年 10 月 1 日（木）～ 10 月 7 日（水）

2 受付時間 平日 9時～20時（来所の受付は18：30まで） 土・日 9時～17時（来所の受付は16：00まで）

※ 土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館裏玄関

3 相談の方法 (1)電話相談 097-536-3650（相談専用ダイヤル）

097-506-5251 097-506-5241

(2)来所相談 大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会（県庁舎本館7階） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
24年平均	356,578	305,326	289,796	253,928	66,781	51,396	150.7	155.6	138.5	145.0	12.2	10.7
25年平均	357,977	300,724	289,150	252,865	68,827	47,859	149.3	153.8	136.9	143.6	12.4	10.2
26年 5月	301,208	264,330	290,762	255,620	10,446	8,710	147.5	153.1	135.0	142.1	12.5	11.0
6月	542,093	419,892	291,947	256,141	250,146	163,751	152.9	158.7	140.5	147.8	12.4	10.9
7月	423,174	384,511	291,859	255,239	131,315	129,272	155.6	159.7	143.0	149.8	12.6	9.9
8月	302,373	260,839	290,671	254,603	11,702	6,236	145.2	152.1	133.2	141.0	12.0	11.1
9月	298,197	255,463	291,686	254,947	6,511	516	148.2	154.9	135.8	144.0	12.4	10.9
10月	299,584	257,338	292,851	255,432	6,733	1,906	153.7	158.4	140.9	147.9	12.8	10.5
11月	312,692	274,926	292,376	255,853	20,316	19,073	149.1	154.3	136.1	143.4	13.0	10.9
12月	669,187	577,382	292,901	258,100	376,286	319,282	147.9	153.2	134.5	141.9	13.4	11.3
27年 1月	296,696	266,085	286,003	256,050	10,693	10,035	141.4	151.9	128.7	139.3	12.7	12.6
2月	288,596	257,365	285,561	256,091	3,035	1,274	145.4	151.0	132.6	138.5	12.8	12.5
3月	307,364	265,490	288,223	259,064	19,141	6,426	150.4	160.2	137.1	147.3	13.3	12.9
4月	304,981	262,211	292,538	257,928	12,443	4,283	155.8	161.0	142.4	147.7	13.4	13.3
5月	300,799	257,533	286,844	254,221	13,955	3,312	143.0	150.3	130.5	138.4	12.5	11.9
6月	516,839	455,662	290,100	257,001	226,739	198,661	153.4	160.1	140.8	148.2	12.6	11.9
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数 (総合)22年=100		鉱工業生産指数 (季調済)22年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
23年平均	1.05	1.03	0.65	0.66	99.7	99.7	97.2	100.5	308,838	320,368
24年平均	1.28	1.14	0.80	0.73	99.7	99.9	97.8	99.9	313,874	341,719
25年平均	1.46	1.21	0.93	0.78	100.0	100.1	97.0	97.3	319,170	342,834
26年 5月	1.64	1.42	1.09	0.91	103.5	103.7	100.0	97.9	293,050	305,534
6月	1.65	1.33	1.10	0.88	103.4	103.6	96.6	90.3	295,738	273,292
7月	1.66	1.37	1.10	0.90	103.4	103.7	97.0	92.8	311,693	286,851
8月	1.65	1.30	1.10	0.92	103.6	104.1	95.2	92.2	305,836	287,111
9月	1.68	1.37	1.10	0.93	103.9	104.2	98.0	97.5	303,614	301,316
10月	1.69	1.52	1.10	0.94	103.6	103.9	98.4	95.2	316,154	345,502
11月	1.69	1.25	1.12	0.96	103.2	103.4	97.9	94.7	306,230	304,049
12月	1.77	1.36	1.14	0.94	103.3	103.3	98.7	96.7	357,772	331,714
27年 1月	1.77	1.62	1.14	0.97	103.1	103.1	102.4	101.1	320,674	339,518
2月	1.63	1.40	1.15	0.99	102.9	103.0	98.9	101.2	291,387	330,093
3月	1.72	1.60	1.15	1.04	103.3	103.6	98.1	106.2	351,974	351,038
4月	1.77	1.50	1.17	1.03	103.7	103.9	99.3	104.2	334,301	342,420
5月	1.78	1.50	1.19	1.07	104.0	104.7	97.2	105.7	317,317	284,276
6月	1.78	1.58	1.19	1.08	103.8	104.1	98.3	101.7	293,042	320,132
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局 「消費者物価指数」	経済産業省 「鉱工業生産動向」	県統計調査課 「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局 「家計調査」		

(注) 一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成25年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

TOPIX 県内の動き

2015 年度福祉研修会
～大分県労働者福祉協議会～

県労働者福祉協議会（村田正利会長）は 8 月 22 日（土）、大分市「全労済ソレイユ」で福祉研修会を開催しました。労働組合関係者や連合大分議員懇談会の議員など約 120 名が参加しました。

ブラックバイト名付け親の奨学金問題対策全国会議共同代表の大内裕和中京大学教授が、『貧困ビジネス化した「奨学金」・苦悩する若者たち』をテーマに講演しました。

世帯年収に占める大学学費の比重は上昇、奨学金返済の困難さから延滞金が増加し、延滞金が銀行と債権回収専門会社の手数料となり、「金融事業」かつ「貧困ビジネス」として成り立っている。さらに、日本学生支援機構の奨学金滞納者は 33 万人（2010 年）となり、裁判所からの「支払督促」が 2011 年には 1 万件とこの 7 年間で 50 倍に拡大している。

奨学金制度の問題点として、適格者が無利子奨学金を得ていないことや卒業後の返還の困難さなど奨学金

が奨学金として機能していないことから制度改善へ向けての運動の必要性を強調。

奨学金利用者へのアドバイスとして、連帯保証人などの「人的保証」から「機関保証」の選択とともに、ブラックバイト問題などの対策として労働法教育の必要性と奨学金・ブラックバイト問題について若者同士が周囲に伝えていくことが必要などと、述べました。

若者の早期離職に関する
検討結果まとまる
～大分県経営者協会～

県経営者協会（幸重綱二会長）は 9 月 3 日（木）、「職場改善と若者の定着率向上に関する検討報告」を発表しました。平成 26 年 9 月から県の委託を受け若年者等離職防止・職場定着支援事業に取り組み、若者が働きやすい職場は、当然他の従業員にとっても働きやすい職場であるとの観点に立ち、若者の受け入れ体制や職場環境の見直しなど企業が何をなすべきかということを中心に議論。

平成 23 年 3 月卒の新規学卒者の 3 年後の離職率は、大分労働局調査

で大卒が 41.4%、高卒が 37.7%と非常に高くなっている。会員企業対象の 24 年 3 月卒の 3 年後の離職率は、大学・大学院卒が 20.3%で、高卒は 10.9%と低くなっている。

会社が考える退職理由は、「職場の人間関係」（24.6%）、「家庭の事情（結婚、出産、育児、介護）」（21.5%）、「仕事がつきつから」（18.5%）が上位。

職場定着のために実施していることでは、「採用時に会社のことや仕事の内容をよく説明する」（61.2%）、「先輩社員にサポートさせる」（54.1%）、「OJT や企業内教育をていねいに行う」（52.9%）などとなっています。

メンター制度の活用はプラスメリットが大きい。管理職の育成は極めて重要な課題である。ワーク・ライフ・バランスは時代の要請であり、恒常的な長時間労働から脱却し、生産性を上げながら、いかにメリハリのきいた働き方をするかが重要な検討課題である、などとしています。

報告書には、会員企業の取り組み事例も紹介されています。

仕事や職場でのトラブル・悩みごとなら

大分県 労政・相談情報センターの「労働 110 番」へ



労働相談
専用ダイヤル 0120-601-540
携帯・
公衆電話からは 097-532-3040

非正規雇用相談専用
ホットライン専用電話
097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは、労働者・使用者を問わず、労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の①～③の 3 種類があります。各相談とも無料です。予約は不要、匿名での相談も可能です。

①通常労働相談(随時)

来所相談、電話相談どちらでもOK!
電話相談は上記電話番号へ

相談日:月～金 受付:8:30～17:15

※土・日・祝祭日、12/29～1/3はお休みです

〈夜間電話相談〉

毎月第三木曜日 17:00～19:00

◇県職員が直接相談を受けます

◇秘密厳守

◇場所: 大分県庁本館 7 階

労政福祉課 労働相談室

②巡回特別労働相談

◇毎月 1 回、県内を巡回して開催
◇弁護士、社会保険労務士等が、
相談をお受けします

◇当日来所いただけない場合は電話
相談(上記電話番号)もできます

◆10月27日(火) 別府会場

〈場所〉別府ニューライフプラザ
2階 第1セミナー室

〈受付〉13:15～16:15

◆11月30日(月) 大分会場

〈場所〉ホルトホール大分
4階 409 会議室

〈受付〉13:15～16:15

③労働なんでも相談

◇毎月 1 回、県内を巡回して開催
◇県職員が相談をお受けします
◇当日来所いただけない場合は電話
相談(上記電話番号)もできます

◆10月9日(金)・国東会場

〈場所〉アストくにさき
1階 中会議室
(国東市国東町鶴川160-2)

〈受付〉11:00～15:00

◆11月12日(木)・豊後高田会場

〈場所〉豊後高田市健康交流センター
花いろ
(豊後高田市美和1335-1)

〈受付〉11:00～15:00